第六十九条第三項中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第七十三条第七号中「続いてはならない」を「続くものであってはならない」に改め、同条第八号中「登録者が」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が」に改める。

第七十四条第二項中「登録者の」を「前項に規定する」に改める。

第七十七条第一項中「介護支援専門員」の下に「（第六十三条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

第八十五条第二項中「公表するものとする」を「公表しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

5　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

第八十七条第二項第三号中「第二十条第二項」を「第三条の十八第二項」に改め、同項第五号中「第二十七条」を「第三条の二十六」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第三条の三十六第二項」に改め、同項第七号中「第三十八条第二項」を「第三条の三十八第二項」に改める。

第八十八条中「第九条から第十三条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで」を「第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九」に、「第九条第一項中「第三十条」を「第三条の七第一項中「第三条の二十九」に、「夜間対応型訪問介護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第三十三条中」を「第三条の三十二中」に改める。

第九十条第一項中「。第四項において同じ」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「、指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又は指定複合型サービス事業所」を加え、「前各項」を「前三項」に改め、「置いているとき」の下に「又は第百七十一条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているとき」を、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又は指定複合型サービス事業所」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又は指定複合型サービス事業所」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第九十一条第一項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「若しくは指定複合型サービス事業所」を加える。

第九十四条第六項及び第百六条中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第百七条第二項第四号中「第二十七条」を「第三条の二十六」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第三条の三十六第二項」に改め、同項第六号中「第三十八条第二項」を「第三条の三十八第二項」に改める。

第百八条中「第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十七条から第三十九条まで」を「第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八、第三条の三十九」に、「第八十五条」を「第八十五条第一項から第四項まで」に、「第九条第一項中「第三十条」を「第三条の七第一項中「第三条の二十九」に、「夜間対応型訪問介護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第三十三条中」を「第三条の三十二中」に改める。

第百十条第九項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又は指定複合型サービス事業所」を、「置いているとき」の下に「又は第百七十一条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているとき」を加え、同条第十項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又は指定複合型サービス事業所」を加える。

第百十一条中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又は指定複合型サービス事業所」を加える。

第百十五条中「において指定地域密着型特定施設入居者生活介護」の下に「（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第百二十八条第二項第五号中「第二十七条」を「第三条の二十六」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第三条の三十六第二項」に改め、同項第七号中「第三十八条第二項」を「第三条の三十八第二項」に改める。

第百二十九条中「第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで」を「第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九」に、「第八十五条」を「第三条の三十六第二項」に改め、同項第七号中「第三十八条第二項」を「第三条の三十八第二項」に改める。

第百三十一条第十二項中「指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する」を削り、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」を「指定介護予防サービス等基準」に改め、同条第十五項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又は指定複合型サービス事業所」を加え、同条第十六項中「に指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「、指定複合型サービス事業所」を、「第六十三条」の下に「若しくは第百七十一条」を加える。

第百三十四条第三項及び第七項、第百四十七条第一号及び第四号、第百五十三条第三項並びに第百五十四条中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第百五十六条第二項第四号中「第二十七条」を「第三条の二十六」に改め、同項第五号中「第十七条第二項」を「第三条の三十六第二項」に改める。

第百五十七条及び第百六十九条中「第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十九条」を「第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九」に、「第八十五条」を「第八十五条第一項から第四項まで」に、「第九条第一項中「第三十条」を「第三条の七第一項中「第三条の二十九」に、「夜間対応型訪問介護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第十三条第一項中」を「第三条の十一第一項中」に、「指定夜間対応型訪問介護」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に、「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）」を「指定居宅介護支援」に、「第三十三条中」を「第三条の三十二中」に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章　複合型サービス

第一節　基本方針

（基本方針）

第百七十条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。